

平成 28 年 8 月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 平成 28 年 8 月 22 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3 階 特別会議室
- ・出席者

委員長	内 本 和 彦
同職務代理者	麻 野 多美子
委員	菊 井 孝 三
委員	金 銅 真 代
教育長	高 崎 政 勝
- ・説明者

教育次長	村 田 明 彦
学校教育室長	清 水 淳 宅
生涯学習室長	石 井 康 晴
学校教育課長	東 浩 朗
スポーツ振興課長	木 村 晃 祥
歴史文化推進室参事	伊 藤 聖 浩
- ・事務局

教育総務課長	森 井 克 則
教育総務課参事	榎 井 恵 美
- ・議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 教育長月次報告
 - 日程第 3 議案第 1 3 号
羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 《資料 1》
 - 日程第 4 議案第 1 4 号
羽曳野市市民表彰候補者の推薦について 《資料 2》
 - 日程第 5 議案第 1 5 号
史跡古市古墳群整備検討委員会の設置について 《資料 3》

- 日程第6 議案第16号
教育財産（茶山テニスコート駐車場部分）の廃止について
《資料4》
- 日程第7 議案第17号
後援名義の使用許可について 《資料5-1、5-2、5-3》
- 日程第8 報告第7号
羽曳野市立テニスコート条例施行規則の一部改正について
《資料6》
- 日程第9 報告第8号
羽曳野市スポーツ施設予約システムに係る利用者登録カード
交付等に関する規則の一部改正について 《資料7》
- 日程第10 その他
・日程調整 他

・議事内容 下記のとおり

開会：午前10時00分

[委員長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長において、金銅委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

高崎教育長から別紙「教育長月次報告」に基づき報告

日程第3 議案第13号

羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部改正について 《資料1》

学校教育課長より、大阪府の規則改正に伴う改正であり、今まで「保育所等への送迎」がある場合に認められていた勤務時間の早出、遅出という制度について、「公務の運営に支障がない限り」と条件がつくが、子どもの「養育」のため、幅広い理由での利用が可能になるとの説明があり、9月1日付けでの改正について承認を求めました。

《委員長》 担任を持っている先生方はこの制度利用は難しいですね。

《次長》 組織のフォロー次第で可能です。

《課長》 複数人の制度利用により担任業務ができない、時間割が組めないということは、「公務の運営に支障」があると、とらえると府教委からの見解がきています。

《職務代理》 今まで、時間休暇で対応していたものでも、この制度が利用できるということですか。

《課長》 当該制度は、あらかじめ月単位で申請したものに対し、学校長が決裁するものですので、緊急時にはなじまないものと考えます。

【採 決】 本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第4 議案第14号

羽曳野市市民表彰候補者の推薦について

《資料2》

教育総務課長より教育委員会からの推薦候補者16名の説明がありました。

《委員》 意見なし

【採 決】 本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第5 議案第15号

史跡古市古墳群整備検討委員会の設置について

《資料3》

生涯学習室長より、とくに平成29年度からの史跡峰ヶ塚古墳の整備検討を目的として設置するものであることやメンバー、当該委員会を教育委員会の附属機関として位置付けるため、「執行機関の附属機関に関する条例」および「特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例」（いずれも市条例）の一部改正が行われることの説明があり、設置について承認を求めました。

《教育長》 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議との連携はどうでしょうか。

《室長》 一部、両方のメンバーを兼ねておられる方もおられます。また、古市古墳群として統一した整備ができるように、藤井寺市についても同じメンバーを選任されています。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第6 議案第16号

教育財産（茶山テニスコート駐車場部分）の廃止について
《資料4》

スポーツ振興課長より、資料に基づき、用途廃止を行う教育財産の所在地、種類、廃止理由等の説明があり、廃止の承認を求めました。

《委員長》一般財産とした後に活用を予定している駐車場には、例えば、一般車庫として利用するなど、テニスコート利用者以外も利用が可能ですか。

《課長》 月単位での貸し出しではなく、時間貸しとなりますが、可能です。

《教育長》教育財産の廃止に当たって、必要な手続きを行ってください。

《課長》 学校施設の面積減について、府等への報告を行います。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第7 議案第17号

後援名義の使用許可について 《資料5-1、5-2、5-3》

- 教育総務課長より、教育長において専決した後援名義の使用許可について説明と報告がありました。《資料5-1》
- 「親子で音楽遊びコンサートⅢ」について《資料5-2》
教育総務課長より資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の主旨等についての説明がありました。
- 「河内の古民家めぐりスタンプラリー」について《資料5-3》
歴史文化推進室参事より資料に基づき、事業の主催者、事業名、開催の主旨等についての説明がありました

《委員長》料金を徴収されることに問題はないでしょうか。

《教育総務課参事》料金徴収をされている事業についても、教育委員会の後援名義の使用許可を承認している実績があります。

《教育長》古民家めぐりスタンプラリーについては、今後も継続して開催されますか。

《歴史文化推進室参事》継続される予定です。

《教育長》羽曳野市内については、吉村家住宅のみの参加ですが、他の古民家の参加予定はあるのですか。

《参事》今回は、準備の関係で一覧表に掲載の古民家だけの参加となっていますが、今後は、羽曳野市内だけでなく、他の市町村の古民家も参加されることを目指されます。

【採 決】本件は、全委員一致により、使用許可を承認することに決定しました。

日程第8 報告第7号

羽曳野市立テニスコート条例施行規則の一部改正について

《資料6》

日程第9 報告第8号

羽曳野市スポーツ施設予約システムに係る利用者登録カードの交付等
に関する規則の一部改正について

《資料7》

スポーツ振興課長より、どちらの規則についても、施設が新たに追加となったことに伴う一部改正であり、本来なら議案とするべき案件であったが、手続きが遅れたため報告案件となったことの説明がありました。

《委員意見なし》

【採 決】本件は、全委員一致により、報告どおり承認することに決定しました。

日程第5 その他

(1) 「宝くじスポーツフェア はつらつママさんバレーボール in はびきの」について報告

(2) 行事日程連絡

委員長より9月定例委員会議を9月16日に予定することを通知しました。

【 委員長 閉会の挨拶 】

閉会：午前 11 時 45 分